

あなたやあなたの家族・友だちを守るために
相談できる場所があります



あなたが通う幼稚園・保育園・学校 []

☎()

あなたがよく行く病院・かかりつけ医 []

☎()

富士見市子ども未来応援センター (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

☎049-252-3773

富士見市教育相談室 (平日 8 時 30 分～17 時 00 分)

☎049-257-5310

親子のための相談 LINE
LINE 画面で「親子のための相談 LINE」と検索 → 友だち追加



24 時間子供 SOS ダイアル

☎0120-0-78310

子どもスマイルネット (毎日 10 時 30 分～18 時・祝日除く)

☎048-822-7007

さいたまチャイルドライン (毎日 16 時～21 時)

☎0120-99-7777

こどもの人権 110 番 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

☎0120-007-110

埼玉いのちの電話 (毎日 24 時間)

☎048-645-4343

児童相談所虐待対応ダイヤル (毎日 24 時間)

☎189

朝霞児童相談所 (平日 8 時 30 分～18 時 15 分)

☎048-465-4152

こどもの権利ノート
～大切なあなたに知ってほしいこと～



権利とは、あなたが当たり前に持っていて、一人ひとりが自分らしく幸せに生きること、
お互いの意見や気持ちを大切にしながら、家庭・学校・地域で安全に安心して生活する
ために、必要なものを言います。

あなたは、かけがえのない存在として生まれました。このノートは、あなたが持っている大切な権利について知ってもらうために作りました。

私たち大人は、あなたが、いつでも、どこでも、
どんな状況でも、安全に暮らしながら、
希望を持って成長していくことを願っています。



こどもたちには、どんな権利があるの？

世界中の全てのこどもたちが持っている権利についてまとめた「子どもの権利条約」の中では、大きく分けて、次の4つのこどもの権利を守るように決められています。

生きる権利

育つ権利

守られる権利

自分の気持ちを言う権利

生きる権利

- 命が守られて、安全に安心して暮らせること
- 叩かれたり、ひどいことを言われたりしないこと
- 病気の時に、病院などで手当を受けることができること



育つ権利

- 元気に、健康に毎日を過ごせること
- 教育を受けられること
- 遊び、スポーツ、芸術などを楽しめること
- 疲れたときに、休むことができること
- 失敗しても何度でもやり直せること



守られる権利

- 保護者の人や周りの大人に守ってもらえること
- 一人ひとりに違いがあり、ありのままの自分が大切にされること
- 虐待、いじめ、体罰、差別などから守られること
- つらく困ったときには、安心して相談できること
- 身体や心が傷ついたときは、回復するまで手当をしてもらえること



自分の気持ちを言う権利

- 自分の話を聞いてもらえること
- 自分の意見を大切に受け止めてもらえること
- 自分の意見は途中で変わったりしてもいいこと
- 自分のことについて教えてもらえること
- みんなで話し合って決めること
- 考えや感じたことを自由に表現できること
- 仲間と社会の活動に参加できること
- 社会の一員として、こどもの立場で意見を言えること



こんなことをされていませんか？

大人に痛い思いをさせられる、嫌な思いをさせられる

保護者の人に叩かれる、蹴られる、ひどいことを言われる、どこかに閉じ込められる、

無視される、きょうだいと比べられてけなされる、生まれてきたことを否定される など

あなたには、これらのことから守られる権利があります

自分が大切にされていないと感じて、つらいときや悲しいときは・・・

友だちや近くの大人に相談してみましょう

大切なあなたが困っているとき、話を聞いてくれ、

一緒に考えてくれる人は必ず近くにいます

